

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 14 日現在

機関番号：15501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380040

研究課題名(和文) 日中における情報公開制度に関する比較法的研究

研究課題名(英文) Comparative Legal Study on Information Disclosure System in China and Japan

研究代表者

石 龍潭 (SHI, LONGTAN)

山口大学・経済学部・教授

研究者番号：40360888

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：この研究では、日中両国間で珍しくほぼ同時に制度化された情報公開制度につき、行政法学の見地より全面的に比較検討を行った結果、今日では、情報公開制度が、日本においてもまた中国においてもいわゆる「権利の濫用」という壁にぶつかっていることが判明した。

この問題への対応は、長い間、現行法上特別のフォローなく、実務での工夫に委ねられてきたが、情報公開制度が定着した今日では、より積極的に対応すべきであろうとされている。他方、中国では、今、この問題が制度の「異化現象」として大きく取り上げられ、すでに検討作業に入った国务院情報公開条例の改正に合わせて、立法的な手立てを講じるよう強く求められている。

研究成果の概要(英文)：With regard to the information disclosure system rarely institutionalized in China and Japan at the same time, It is a result of comprehensive comparative study from the viewpoint of Administrative law. Today, it turned out that the information disclosure system was hit by the so-called "abuse of rights" in both China and Japan. Responding to this problem, there is no special rule in the law for a long time, but by the practice of the scene only. nowadays, the information disclosure system has become established, it should respond more positively. On the other hand, in China, this problem is now taken up largely as "dissimilation" of institution, It is strongly urged to take legislative measures in line with the revision of the State Council Information Disclosure Ordinance, which was already under consideration.

研究分野：行政法学

キーワード：情報公開 権利濫用

1. 研究開始当初の背景

申請者はこれまで日中の比較研究を意識しつつ、主として日本のいわゆる第三セクター、中国における国有企業改革及び中国行政法(学)における日本法の受容の歴史に関して行政法の視点から研究を行い、その成果は北大法学論集(石龍潭 2004、2005、2006)等において公表されている。これらの研究を通して、法制度比較研究の基礎とノウハウを築いてきている。

2011年1月、申請者は国際シンポ「グローバル化と市場経済のもとでの行政法の変化」に参加し、次のような学術情報に触れた。諸外国から「移植」を受けた日本の行政法は1990年代よりグローバル化の下で変化するとともに、市場経済移行諸国(中国など)に対し行政法整備支援を行い、いわばレシピエントからドナーとなりつつある。しかし、法の移植と継受は、法の形成行為として、一方的な移し替えではなく、レシピエントの主体的な関わりとドナーの支援という協働行為と相互行為によってはじめて確実に成り立つものである。

ところが、近年、中国では日本法に対する関心が極めて高く、関連研究も非常に活発になってきているのに対し、日本側では中国法につき依然として無関心か等閑視の態度がとられているようである

日本法の経験を積極的に取り入れようとする中国と、市場経済移行諸国に行政法整備支援を行うというスローガンを掲げながら相対的に冷たい視線で臨んでいる日本との間では、一種の奇妙なアンバランス現象が生じているわけである。

これには、中国行政法そのものが歴史が短く、なお発展の途上にあるため、研究価値が必ずしも高いとは言い難いという一面が存在することは、あえて否定するつもりはない。従って、中国側の自己努力と成長を静観する態度をとるのも一つの選択であるといえる

かもしれない。しかし、前述のように法の移植と継受は継受側と移植側の協働行為と相互行為によってはじめて成り立つものであり、日本法は本当に清末と中華民国時代に引き続き史上3度目で中国法に大きく影響を与えようと思うならば、中国法に対しても一定の関心を寄せて積極的に研究資源を投入することは不可欠かつ有効であろう。

2. 研究の目的

諸外国から「移植」を受けた日本の行政法(学)は、1990年代よりグローバル化の下で変化し、中国などの市場経済移行諸国に対し行政法整備支援を行う立場となっている。本研究は、日中両国における情報公開制度に対する比較研究を通して、中国における情報公開制度の整備状況及び最新動向の紹介、中国の制度が形成していく上で日本法からの「移植」の可能性、及び改革中の中国の手法が今後日本の制度整備に対する示唆の有無を探ることを目的とする。

さらに、地方自治や地方分権の時代に入りつつある日本と、典型的な中央集権型国家である中国が、何故いずれもボトムアップ型の情報公開制度を必要としているのかを明らかにする。

3. 研究の方法

日中両国の情報公開制度を時と国を軸に全面的に比較研究しようとする本研究では、中国における情報公開制度の整備状況及び最新動向の日本への紹介と今後両国の情報公開制度の更なる整備において切磋琢磨の可能性の探究という使命を完遂させるため、次のような三つの段階に分けて、研究連携者と研究協力者から助言や協力をしてもらいながら、進めている。

(1)平成26年度においては、主として情報公開制度に関する日本語文献と中国語文献の調査と資料収集に努める。

(2) 平成 27 年度においては、必要な調査と資料収集を続けながら、時と国を軸に両国における情報公開制度の生成と発展の歴史や現状及び問題点などを明らかにする。

(3) 平成 28 年度においては、研究ノートや判例報告などの形式で研究成果を整理し公表する。

4. 研究成果

この研究では、日中両国間で珍しくほぼ同時に制度化された情報公開制度につき、行政法学の見地より全面的に比較検討を行った結果、今日では、情報公開制度が、日本においてもまた中国においてもいわゆる「権利の濫用」という壁にぶつかっていることが判明した。

この問題への対応は、長い間、現行法上特別のフォローなく、実務での工夫に委ねられてきたが、情報公開制度が定着した今日では、より積極的に対応すべきであろうとされている。他方、中国では、今、この問題が制度の「異化現象」として大きく取り上げられ、すでに検討作業に入った国务院情報公開条例の改正に合わせて、立法的な手立てを講じるよう強く求められている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

日本行政訴訟救済範囲之拓展, 石龍潭, 中国・行政法学研究 3 号, 査読有, 113 - 130, 2017

原告適格論, 石龍潭, 中国・財経法学 4 号, 査読有, 103 - 128, 2016

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

石 龍潭 (SHI, Longtan)

山口大学・経済学部・教授

研究者番号: 40360888

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

村上 裕章 (MURAKAMI, Hiroaki)

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：20210015

下井 康史 (SIMOI, Yasusi)

千葉大学・法務研究科・教授

研究者番号：80261262

(4)研究協力者

何 海波 (HE, Haibo)

清華大学・法学院・教授

高 秦偉 (GAO, Qinwei)

中央財經大学・法学院・教授

王 天華 (WANG, Tianhua)

中国政法大学・教授

王 貴松 (WANG, Guisong)

中国人民大学・法学院・准教授

宋 華琳 (SONG, Hualin)

南開大学・法学院・教授

余 貴忠 (YU, Guizhong)

貴州大学・法学院・教授